

## 全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会 会則

### (名称)

第1条 この協議会は、全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会（以下「本協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 本協議会は、農用地、水路、農道、ため池等の地域資源の質的向上を図ることを目的とする多面的機能支払に取り組む活動組織を、土地改良区や都道府県水土里ネット等が支援する上で、広く本制度の有用性・優良事例等についての情報を共有し、発信するなどにより、同取組みが促進され、持続的な農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動等を行う。

- (1) 多面的機能支払に関する調査・情報交換
- (2) 多面的機能支払に関する広報活動の企画・実施
- (3) 構成員を対象とした多面的機能支払に関する研修会等の開催
- (4) 多面的機能支払に関する国への提案等
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な活動等

### (会員等)

第4条 本協議会は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）及び本協議会の目的に賛同する都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方土連」という。）を会員とする。

### (役員)

第5条 本協議会に役員を置き、役員は会長、副会長及び監事各1名とする。

- 2 役員は、第4条の会員の中から総会において選出する。
- 3 役員の任期は、2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、後任として選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

#### (入退会)

第7条 本協議会に入会しようとする地方土連及び賛助会員は、会長に入会申込書を提出し、総会にて承認を得る。

2 本協議会を退会しようとする会員及び賛助会員は、会長に退会届を提出する。

#### (経費)

第8条 本協議会の運営に必要な経費は、会員が負担する会費、協賛金及びその他の収入をもってこれに充てる。

#### (会計年度)

第9条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (総会)

第10条 本協議会は、総会を毎年1回開催する。なお、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 活動計画に関する事項

(2) 会則の改正に関する事項

(3) 入会の承認及び役員を選任に関する事項

(4) 会費に関する事項

(5) その他、本協議会の運営及び活動に関する事項

3 総会の開催は、会員の過半数以上(委任状を含む。)の出席を必要とし、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、会則の改正については、会員の3分の2以上(委任状を含む。)の賛成を持って決する。

#### (事務局)

第11条 本協議会の会務(出納事務を含む)は、全国土地改良事業団体連合会に委任して行うことにより処理する。

#### (監査等)

第12条 事務局は、事業年度終了後、年度事業報告書及び収支計算書を作成し、通常総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を監査報告書にまとめ、総会に提出しなければならない。

(その他)

第 13 条 この会則に定めのない事項及び本協議会の運営上緊急の決議を必要とする事項は、会長が特別にこれを定める。

附則

- 1 この会則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この会則の設置に伴い平成 27 年度選任の会長及び副会長の任期は、会則第 5 条第 3 項の規定にかかわらず平成 29 年 3 月 31 日とする。

附則

この会則は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。